税務課 令和6年度 からの お知らせ 町民税・県民税の申告相談について

令和6年度の町民税・県民税については、令和6年1月1日現在で城里町にお住まいの方に対して、令和5年1月1日から12月31日までの所得等をもとに計算し課税されます。申告の必要があるかどうかについては、11ページのフローチャートをご覧ください。

申告会場では、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止するため、マスクの着用、 手指の消毒のご協力をお願いします。また、体温が37.5度以上の方、体調が優れない方は来場をお控えくだ さい。

◆申告相談受付日程表(予約なし)

	受付日	受付時間	会 場
	2/16(金)~3/15(金)	8:30~16:00	
	【 受付時間延長】 2/21(水)、28(水)、3/6(水)、13(水)	8:30~19:00	役場本庁舎 1階 町民ホール
	【休日受付】 2/25(日) ※平日来られない方	8:30~17:00	
	2/21(水)~2/28(水)	8:30~16:00 (2/28(水)は午前中のみ)	七会町民センター
	2/29(木)~3/8(金)	8:30~16:00 (3/8(金)は午前中のみ)	桂公民館

[※]各会場ともに土曜・日曜・祝日を除く。

◆申告相談開始時間 午前9時から

◆申告相談の事前予約について

収支や控除等の内容がまとまっている方を対象に、事前予約制の申告相談を実施します。

期 間 2月16日(金)~3月15日(金)※土曜・日曜・祝日を除く。

場 所 税務課窓口(役場本庁舎1階)

相談時間 1名(1世帯)につき1時間

予約方法 2月1日(木)から電話または税務課窓口にてご予約ください。

◆申告に必要なもの

1. 申告者の本人確認書類(原本)、扶養親族および事業専従者のマイナンバーが確認できる書類(写し)、申告者本人の口座番号がわかるもの

【本人確認書類およびマイナンバー確認書類(①から③のいずれか1つ)】

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付身分証明書
- ③マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証等の顔写真付身分証明書
- 2. 令和5年中の所得(収入および支出)がわかる書類

所得の種類	主な必要書類
給 年 金	□令和 5 年分 源泉徴収票 ※源泉徴収票が発行されない場合は給与支払証明書等
営 農 業 不動産	□収支内訳書(事前に収支をまとめたうえで、お越しください) ※令和5年中に減価償却資産を取得・処分した場合、経費明細がわかる領収書等 ※前年度の申告書・収支内訳書(控)がある方は、ご持参ください。
一時•雜	□支払金額と必要経費などがわかる書類(源泉徴収票、支払調書等)

3. 各種控除を受ける際に必要な控除証明書等

控除の種類	主な必要書類
医療費控除	□医療費控除の明細書 □医療費通知書(医療費のお知らせ)原本 □各種証明書(おむつ証明書等) □医療費の補塡を受けた場合はその金額がわかる証明等
社会保険料控除	□社会保険料控除証明書等の支払い金額がわかるもの
生命保険料控除 地震保険料控除	□申告用控除証明書(保険会社が発行したもの) ※契約書では控除を受けられませんので、ご注意ください。
障害者控除	□障害者手帳、療育手帳、認定書など障害の程度がわかるもの
寄附金控除	□寄附金の受領証等

◆注意事項

次に該当する方は、水戸税務署の申告会場「中央ビル4階」で申告してください。

- ・譲渡所得の申告(土地・建物や株式を売った収入)をする方
- ・住宅借入金等特別控除(1年目)を受ける方
- ・消費税、贈与税に関する申告をする方

水戸税務署からのお知らせ

マイナンバーカードを使って 自宅からスマートフォンで確定申告ができます!

確定申告には、自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax でのスマホ申告が大変便利です。

マイナンバーカードとスマートフォン(マイナンバーカード読取対応)があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。ぜひ、ご利用ください。



▲国税庁ホームページ

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

☎0570-01-5901 ※平日のみ

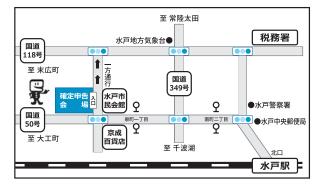
令和5年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ

期 間 2月16日(金)~3月15日(金)

- ※土曜・日曜・祝日を除きます。ただし、2月25日 (日)は開場します。
- ※上記期間は、水戸税務署庁舎では申告相談を行い ません。

会 場 中央ビル 4階(水戸市泉町2-3-2)

- ※会場に無料駐車場はありません。
- 受付時間 午前9時~午後4時



◆確定申告会場への入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ②会場での当日配付(配付状況により受付を終了する場合がありますので、オンラインでの事前発行を推奨します。)

問合せ 水戸税務署 ☎029-231-4211



▲国税庁LINE



あなたの申告は必要ですか? チェックしてみよう

令和5年中の収入状況が当てはまるところを選んでください。 (複数に該当する場合には、それぞれ進んでください)

令和6年1月1日現在、城里町に 住民登録をしていましたか?



原則、令和6年1月1日現在の住民登録地での申告が 必要になります。



収入なし、または非課税 収入(雇用保険の失業給 付、遺族年金、障害年金 等)のみの方



令和6年1月1日現在、城里町 内の親族に扶養されている。 (年末調整や確定申告で被扶養 者として記載されている)









国民健康保険に加入している。 または住民税の非課税の決定が 必要である。





申告が必要









営業・農業・不動産の収 入、一時的収入(生命保 険満期等)、その他雑収 入(個人年金等)がある方

給与・年金以外の収入



所得(収入-必要経費)がある。







給与収入

会社員の方、パート・日 雇い・アルバイト等の収 入がある方



勤務先から城里町に給与支払報 告書が提出されている。(提出の 有無については、勤務先にご確 認ください)

はい





申告が必要







年金収入

公的年金,企業年金,年 金基金等の収入がある方



令和5年分源泉徴収票に記載の ない控除を追加する。(扶養、寡 婦、障害、医療費等)



いい



申告は不要



フローチャートの判定結果



町内の親族が申告や年末調整であなたを被扶養者としている場合には、原則申告は不要です。ただし、扶養している方が城里町以外に住民登録をしている場合で、あなたが®に該当する場合には、申告が必要です。



町民税・県民税が非課税となる方でも、次のいずれかに該当する場合には、申告が必要です。

- ①国民健康保険税・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・公営 住宅・マル福制度等で所得が決定される必要がある方
- ②所得の記載がある証明書が必要な方



次の①~③のいずれかに該当する方は、原則申告は不要です。

ただし、扶養控除や保険料控除等の控除の内容を変更する場合には、申告が必要となります。また、⑩に該当する場合にも申告が必要です。

- ①給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が城里町に提出されている方 (勤務先が複数ある場合には、そのすべてから提出されている必要があります)
- ②公的年金等の収入のみの方
- ③課税される所得がなく、®に該当しない方
- ※申告を行わなくても、城里町に給与や年金の支払報告書が届いていれば、その金額 をもとに町民税・県民税の税額が決定されます。

次のア~オのいずれかに該当する方は申告が必要です。

- ア. 給与や公的年金等以外の所得がある方(営業、農業、不動産等)で、各種の所得金額(収入-必要経費)の合計額が20万円を超える方
- イ. 給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方
 - ①年間の給与収入が2.000万円を超える方
 - ②給与収入のほかに年金収入がある方で、年間の年金の合計収入金額が80万円(65歳以上の方は130万円)を超える方
 - ③2か所以上から給与の支払いを受けていて、年末調整されている給与以外の所得が20万円を超える方
- ウ.公的年金等に係る雑所得がある方で、それ以外の所得の合計が20万円を超える方 (例)公的年金+パート給与(給与収入80万円=所得25万円)⇒申告が必要
- エ. 勤務先から城里町に給与支払報告書が提出されていない方
- オ. 令和5年分源泉徴収票に記載のない控除を追加する方

その他

申告が必要

- ・所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。
- ・このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点は、税務課 住民税グループまた は水戸税務署までお問い合わせください。
- ・令和6年1月1日現在、城里町内に住所がなかった方はお住まいだった市区町村までお問い合わせください。

問合せ

町民税・県民税の申告に関すること:税務課 住民税グループ ☎029-288-3111(内線 122、124) 確定申告に関すること:水戸税務署 ☎029-231-4211